



# 自家診療に関する Q&A

**Q.** この度、医師国保に加入しました。勤務している医療機関で、受診した場合に保険請求はできますか？

**A.** **保険請求はできません。**

常勤・非常勤に関わらず勤務している医療機関からの保険請求は、全て自家診療となります。請求があった場合、該当の調剤を含む診療報酬明細書(以下、レセプトという)を返戻させていただきます。

**Q.** 自分の所属する医療機関で受診した場合、保険請求ができないのは知っていますが、院外処方箋による薬局での処方分は保険給付の対象となりますか？

**A.** **保険給付の対象になりません。**

薬局から調剤レセプトが届きましたら、自家診療として返戻します。全額実費扱いとして、薬局にお支払いただくこととなりますのでご注意ください。

**Q.** クリニックで働いている従業員や従業員の家族(医師国保加入)を診療した場合、保険請求はできますか？

**A.** **保険請求はできません。**

従業員とその家族を診療した場合、また医師の家族を診療した場合は自家診療となります。調剤を含むレセプトを返戻させていただきます。

**Q.** 医療機関に医師国保に加入している2名以上の医師がいます。お互いに診療を行った場合、保険請求はできますか？

**A.** **保険請求はできません。**

自家診療になりますので、調剤を含むレセプトを返戻させていただきます。

**Q.** 大学病院所属ですが、医療機関にアルバイトに行くことがあります。アルバイト先の医療機関で受診した場合、自家診療になりますか？

**A.** **自家診療になります。**

アルバイト先の医療機関でご自身が勤務した日に受診した場合は、自家診療になります。

宮城県医師国民健康保険組合へのお問い合わせ

TEL 022-227-0516 / FAX 022-227-0521  
URL:<http://www.m-ishikokuho.or.jp>

